

# 上下水道課よりお知らせ!!

## § 水道管の漏水について

### ◎はじめに

個人所有地（敷地内）で漏水があると、朝日町水道事業給水条例第39条により、上下水道使用料の減免を申請することができます。（漏水箇所や使用実績等により、必ずしも減免ができるとは限りませんのでご了承ください。）

### ◎敷地内で漏水の有無を確認する方法

敷地内全ての水道の蛇口を閉めた後、水道メーターボックス内にある水道メーター（パイロット）で確認していただけます。

右記写真矢印箇所のがパイロットになります。敷地内の蛇口を閉めても、パイロットが回っていれば漏水です。漏水の修繕は、必ず朝日町の指定給水装置工事事業者へ依頼してください。



## § 下水道に接続しましょう！

下水道は、身近な川や水路の汚れを防止するなど、生活環境の向上に大きな役割を果たしている施設です。各ご家庭や事務所から排出される汚水は下水道管を通り、処理施設できれいな水に処理され川や海に流れます。

下水道が整備された地域では、すみやかに下水道へ接続することが下水道法により定められています。まだ下水道に接続がお済みでない方は、お早めに下水道へ接続し、より良い自然環境をつくっていきましょう。

下水道を接続するには、宅内排水設備を下水道へ切替える工事が必要です（工事費用は施主負担）。

工事をする場合は、「朝日町下水道排水設備指定工事店」が行うよう条例で定められています。必ず町指定の工事店に依頼をお願いします。町指定の工事店については、ホームページに一覧を掲載しております。

### ◎下水道へ接続されている方へのお願い

下水道は、正しく使わないと宅内排水管や下水道管などで詰まり、悪臭が発生したり、汚水が逆流し、あふれ出す場合があります。

右記のことに注意し、正しい使用をお願いします。

また、下水道の破損やポンプのつまりの修繕費用は、原因者に負担いただく場合があります。

### 下水道に流してはいけないもの

水に溶けない紙類（ウェットティッシュ等）  
布類（雑巾、タオル等）  
残飯・固形物（野菜くず、固形せっけん等）  
油類（食品油、灯油等）  
有害・有毒な薬品（アルコール類等）



## § 排水設備付近の植栽に注意！

公共汚水ます以外の敷地内にある排水設備（排水ますや排水管）は個人の財産であり、維持管理についても個人により行ってもらうものです。

庭木の根は水分や栄養を求めて、排水ますと管の継手やコンクリートますの継目から侵入し、管を塞ぐほどに成長します。成長した根によって、トイレやお風呂の排水の流れが悪くなったり、汚水があふれ出すことがあります。

排水ますの点検は、マイナスドライバーがあれば可能です。定期的に排水設備の状況を確認することで、不測の事態を未然に防げます。管が詰まっていた場合は、町指定の「下水道排水設備指定工事店」へご相談ください。

### 給排水指定工事店一覧表 ▼

<https://www2.town.asahi.mie.jp/www/contents/1001000000093/index.html>

※修繕費用が発生する場合は、個人負担となります。

問い合わせ先 上下水道課 TEL 377-3334